

参考資料 4

第1回健康・医療新産業協議会
資料「これまでの検討を踏まえた健
康・医療新産業協議会の検討の方
向性」抜粋

これまでの検討を踏まえた 健康・医療新産業協議会の検討の方向性

令和2年7月31日

経済産業省

健康・医療戦略(第2期)ポイント

健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)第17条に基づき、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会(健康長寿社会)を形成するため、政府が講すべき医療分野の研究開発及び健康長寿社会に資する新産業創出等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するべく策定するもの。

* 対象期間: 2020年度から2024年度までの5年間。フォローアップの結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

基本方針

具体的な施策

世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発の推進

- AMEDを核とした、基礎から実用化までの一貫した研究開発
- モダリティ等を軸とした「統合プロジェクト」の推進
- 最先端の研究開発を支える環境の整備

健康長寿社会の形成に資する新産業創出及び国際展開の促進

- 予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムの構築、新産業創出に向けたイノベーション・エコシステムの構築
- アジア・アフリカにおける健康・医療関連産業の国際展開の推進、日本の医療の国際化

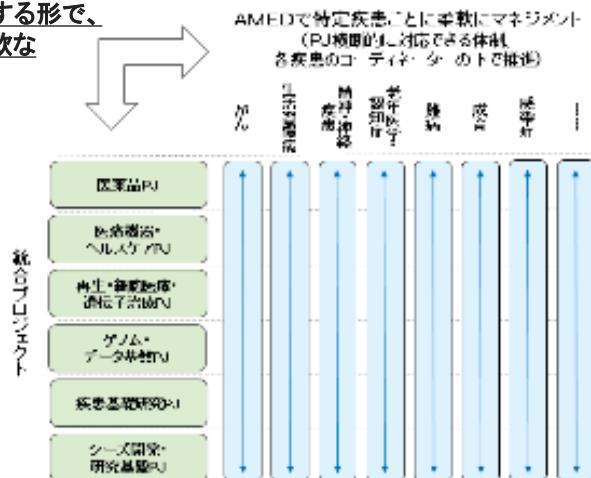
1. 研究開発の推進

- 科学研究費助成事業、他の資金配分機関、インハウス研究機関と連携しつつ、AMEDを中心とした基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進。特にAMED及びインハウス研究機関が推進する医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部において、有識者意見も踏まえつつ、関係府省に対して一元的に予算要求配分調整を実施
- モダリティ等を軸とした6つの「統合プロジェクト」を定め、プログラムディレクター(PD)の下で、関係府省の事業を連携させ、基礎から実用化まで一元的に推進
- 多様な疾患への対応や感染症等への機動的対応が必要であることから、
疾患研究は統合プロジェクトを横断する形で、各疾患のコーディネーターによる柔軟なマネジメントができるよう推進

※我が国の社会課題である疾患分野は、戦略的・体系的に推進する観点から、具体的な疾患に関してプロジェクト間の連携を常時十分に確保するとともに、予算規模や研究開発の状況等を把握し対外公表(がん、生活習慣病、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症等)

※基礎的な研究から、医薬品等の実用化まで一貫した研究開発
特に難病については、その特性を踏まえ、患者の実態を把握しつつ、厚生労働省の調査研究からAMEDの実用化を目指した研究まで、相互に連携して切れ目なく推進

- 健康寿命延伸を意識し、「**予防／診断／治療／予後・QOL**」といった開発目的を明確にした技術アプローチを実施
- 野心的な目標に基づくムーンショット型の研究開発をCSTIと連携して推進



○健康長寿社会の形成に資するその他の重要な取組

- 認知症施策推進大綱に基づく**認知症施策の推進**
- AMR(薬剤耐性)や新型コロナウイルス感染症対策の推進

○研究開発及び新産業創出等を支える基盤的施策

- データ利活用基盤の構築
 - データヘルス改革の推進
 - 医療情報の利活用の推進

1. 新産業創出

- (1)公的保険外のヘルスケア産業の促進等
○職域・地域・個人の健康投資の促進
(健康経営の推進等)
○適正なサービス提供のための環境整備
(ヘルスケアサービスの品質評価の取組促進等)
○個別の領域の取組
(「健康に良い食」、スポーツ、まちづくり等)
- (2)新産業創出に向けたイノベーション・エコシステムの強化
(官民ファンド等によるベンチャー等への資金支援等)

2. 国際展開の促進

- アジア健康構想の推進(規制調和の推進を含む)
- アフリカ健康構想の推進
- 我が国の医療の国際的対応能力の向上
(医療インバウンド、訪日外国人への医療提供等)

2. 研究開発の環境の整備

- 研究開発支援を行う拠点となる橋渡し研究支援拠点や臨床中核拠点病院等の整備、強化
- 国立高度専門医療研究センターの組織のあり方の検討
- 共通基盤施設の利活用推進、研究開発で得られたデータの連携の推進

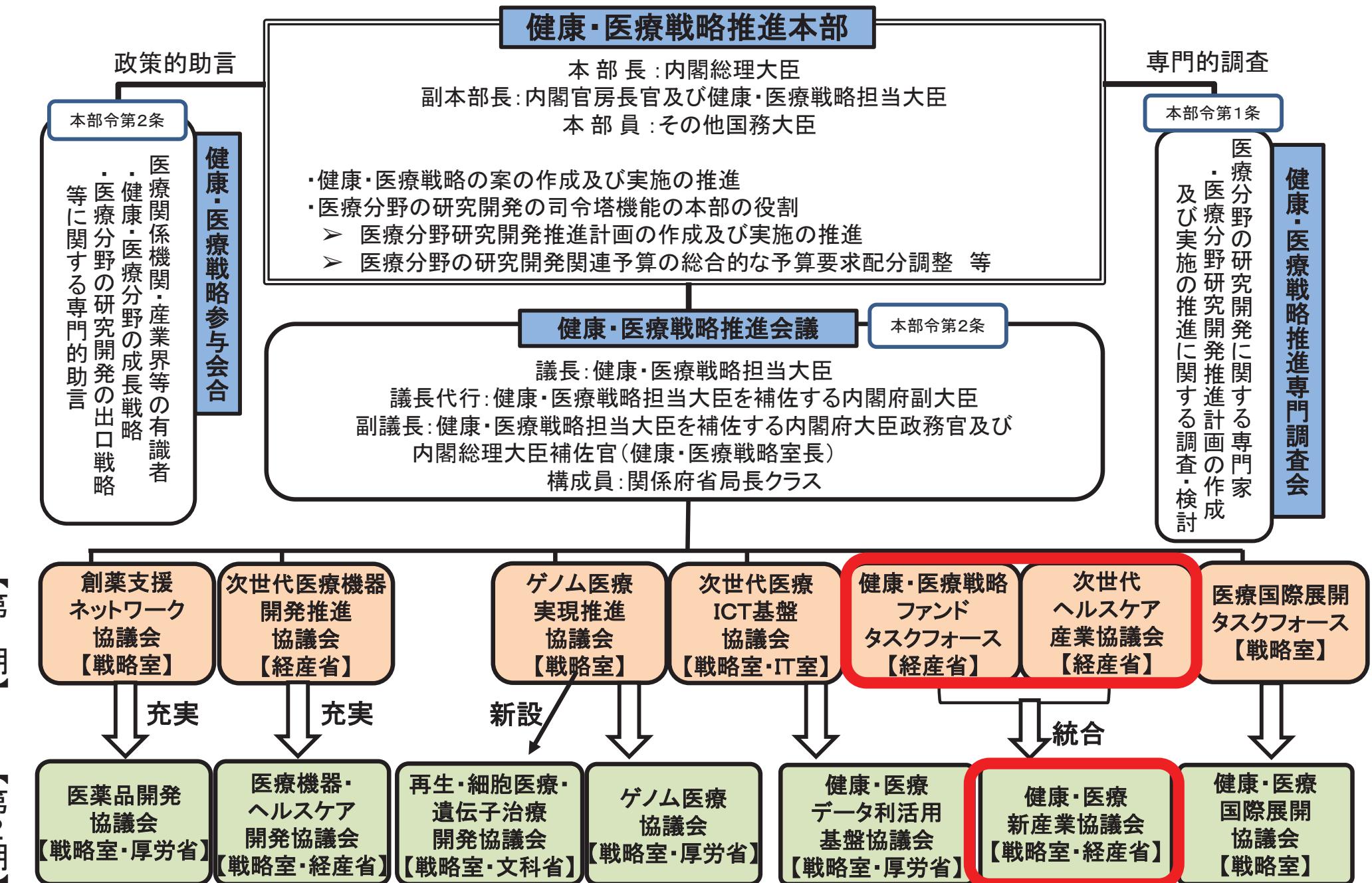
3. 研究開発の公正かつ適正な実施の確保

4. 研究開発成果の実用化のための審査体制の整備等

2. 教育の振興、人材の育成・確保等

- 先端的研究開発の推進のために必要な人材の育成・確保等
- 新産業の創出及び国際展開の推進のために必要な人材の育成・確保等
- 教育、広報活動の充実等

第2期健康・医療戦略の推進体制について



次世代ヘルスケア産業協議会の全体像

- 「日本再興戦略」に基づき、平成25年12月に「健康・医療戦略推進本部」の下に設置（事務局：経済産業省）し、内閣官房・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・観光庁・スポーツ庁等の関係省庁連携の下で、ヘルスケア産業の育成等に関する課題と解決策を検討。
- 地域におけるヘルスケア産業の育成や健康経営の推進等に向けた具体策を示した「アクションプラン」を平成26年度より毎年とりまとめ、成長戦略等に検討内容を反映し、関係各省連携の下で着実に実施。



○第1回会合

日時・場所：平成25年12月24日 官邸会議室
議題：次世代ヘルスケア産業の創出・育成について

○第2回会合

日時・場所：平成26年6月5日 官邸会議室
議題：次世代ヘルスケア産業協議会中間とりまとめについて

○第3回会合

日時・場所：平成26年11月26日 中央合同庁舎会議室
議題：中間とりまとめ以降の進捗と今後の取組方針について

○第4回会合

日時・場所：平成27年5月18日 中央合同庁舎会議室
議題：アクションプラン2015のとりまとめ

○第5回会合

日時・場所：平成28年4月22日 中央合同庁舎会議室
議題：アクションプラン2016のとりまとめ

○第6回会合

日時・場所：平成29年4月28日 中央合同庁舎会議室
議題：アクションプラン2017のとりまとめ

○第7回会合

日時・場所：平成30年4月18日 中央合同庁舎会議室
議題：アクションプラン2018のとりまとめ

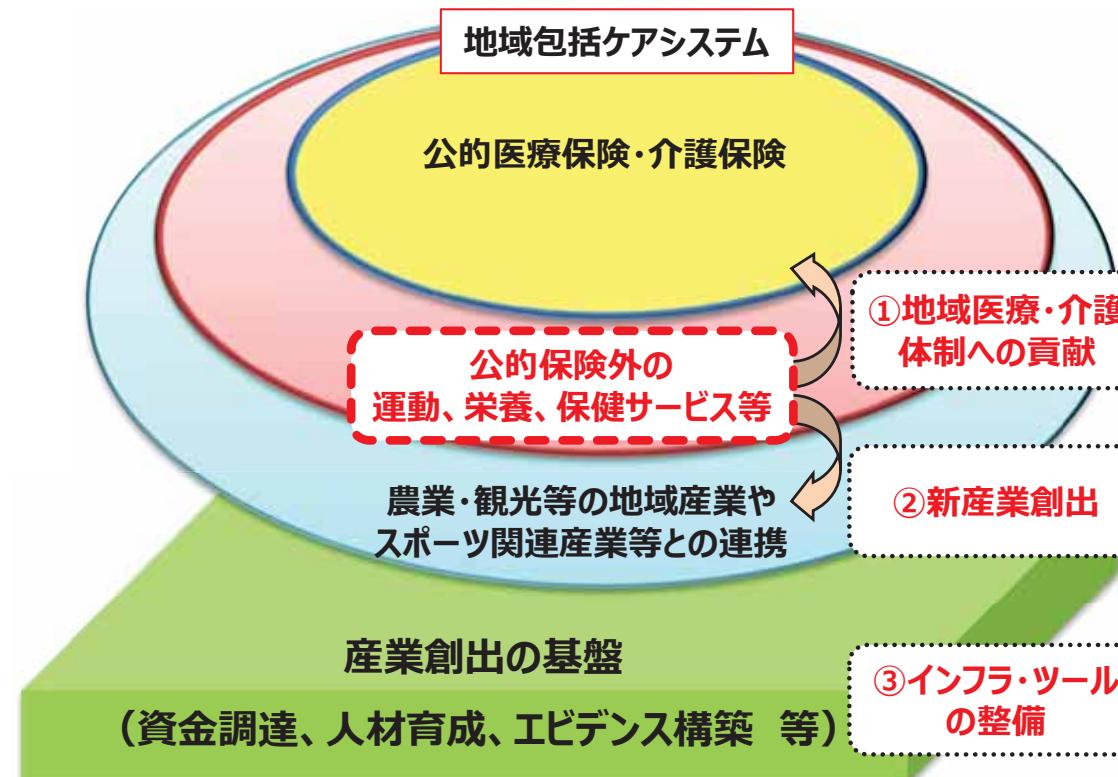
○第8回会合

日時・場所：平成31年4月12日 中央合同庁舎会議室
議題：アクションプラン2019のとりまとめ

次世代ヘルスケア産業の創出に向けたコンセプト

- 公的保険外の予防・健康管理サービスの活用を通じて、生活習慣の改善や受診勧奨等を促すことにより、『国民の健康寿命の延伸』と『新産業の創出』を同時に達成する。
- 具体的には、①生活習慣病等に関して、「重症化した後の治療」から「予防や早期診断・早期治療」に重点化するとともに、②地域包括ケアシステムと連携した事業（介護予防・生活支援等）に取り組む。
- また、地域において人口減少と医療・介護費増大が進む中、①高齢化に伴う地域の多様な健康ニーズの充足、②農業・観光等の地域産業やスポーツ関連産業等との連携による新産業創出、③産業創出に向けた基盤の整備を実施することにより、「経済活性化」と「るべき医療・介護の実現」につなげる。

【地域に根ざしたヘルスケア産業の創出】



次世代ヘルスケア産業協議会の検討の視点

- ヘルスケア分野は、高齢化や健康・医療ニーズの多様化を背景に、公的保険内サービスの充実に加えて、健康増進・生活習慣病予防サービスなどの多様な公的保険外サービスへの期待も高まっている。
- 政府としても、成長戦略の重要な柱の一つとして、市場や雇用の創出が見込まれる分野と位置づけており、具体的な対応策の検討が喫緊の課題。
- 具体的には、需要と供給の好循環を生み出す視点に基づき、(1)企業・健保等による健康投資の促進、(2)公的保険外のヘルスケア産業の創出を推進。

需要面（健康投資WG）

（健康投資の促進）

健康経営のノウハウ提供



健康投資対効果の見える化

健康投資に対する
インセンティブの措置



企業・健保等による
健康サービスの活用促進



「健康」に対するニーズの拡大

国民の健康寿命の延伸

供給面（新事業創出WG）

（事業環境の整備）

グレーゾーンの解消



資金・人材の充実

地域資源の活用



品質の見える化

新たなヘルスケアサービスの創出

需給一体となった対応

生涯現役社会の構築

新産業の創出

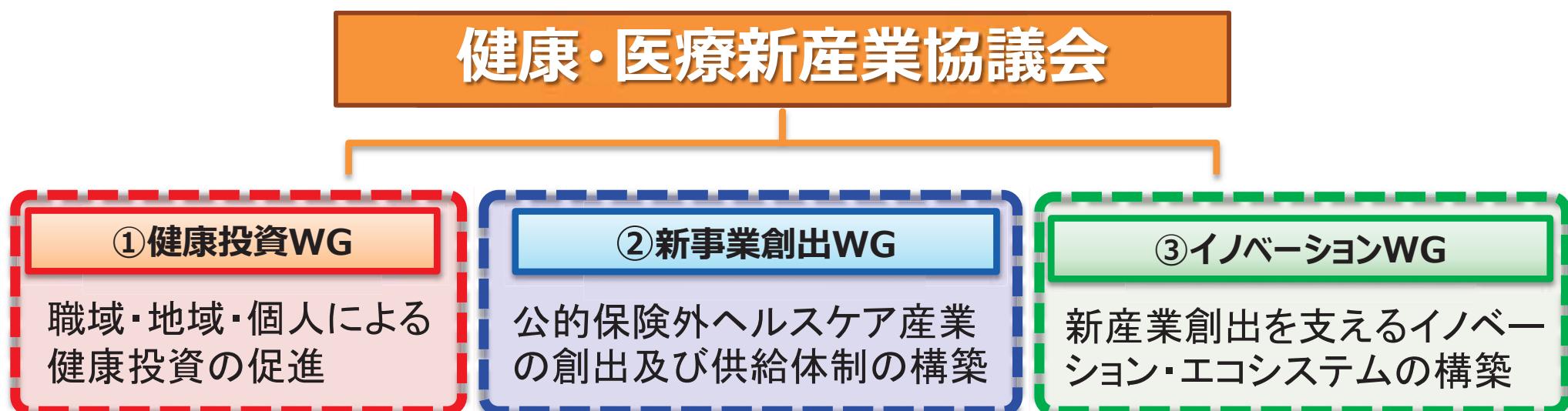
るべき医療・介護の実現

健康・医療新産業協議会の全体像

- 健康・医療分野は、高齢化やニーズの多様化を背景に、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、疾病と共生していくための取組を車の両輪として講じていくことが望まれている。
- また政府として、健康・医療分野はデジタル技術等の新たな技術を生かし得る分野として期待。

【設置目的】

- 予防・共生を目的とした公的保険外ヘルスケア産業の活性化や公的保険サービスとの連携強化を含めた供給体制の整備により、「予防・進行抑制・共生型の健康・医療システム（※）」の構築を目指す。
- また、その新産業の創出・活性化の基盤となるイノベーション・エコシステムの構築を目指す。



(※) 多因子型の疾患への対応を念頭に、医療の現場と日常生活の場が、医療・介護の専門家、産業界、行政の相互の協働を得て、境目無く結び付き、個人の行動変容の促進やQOLの向上に資するシステム